

福祉部審理員候補者名簿

	処分等の分類	所属	審理員となるべき者	備考
1	地域福祉推進室地域福祉課の担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為	福祉部地域福祉推進室 地域福祉課	地域福祉課課長補佐にある職員	地域福祉課課長補佐全員(2名)が対象
2	社会援護課の担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為(以下3～5に掲げる処分等を除く。)	福祉部地域福祉推進室 社会援護課	社会援護課課長補佐にある職員	社会援護課課長補佐全員(4名)が対象
3	生活保護法に基づく保護の決定及び実施又は就労自立給付金等の支給に関する処分	福祉部地域福祉推進室 社会援護課	社会援護課課長補佐及び主査(生活保護審査・指導グループ)にある職員	社会援護課課長補佐全員(4名)及び生活保護審査・指導グループの審査請求を担当する主査(1名)が対象
4	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付等に関する処分又はその不作為	福祉部地域福祉推進室 社会援護課	社会援護課課長補佐及び主査(生活保護審査・指導グループ)にある職員	社会援護課課長補佐全員(4名)及び生活保護審査・指導グループの審査請求を担当する主査(1名)が対象
5	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関及び指定介護機関等に関する処分又はその不作為	福祉部地域福祉推進室 社会援護課	社会援護課課長補佐及び主査(生活保護審査・指導グループ)にある職員	社会援護課課長補佐全員(4名)及び生活保護審査・指導グループの審査請求を担当する主査(1名)が対象
6	地域福祉推進室福祉人材・法人指導課の担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為	福祉部地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課	福祉人材・法人指導課課長補佐にある職員	福祉人材・法人指導課課長補佐全員(2名)が対象
7	障がい福祉室障がい福祉企画課の担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為(以下11に掲げる処分等を除く。)	福祉部障がい福祉室 障がい福祉企画課	障がい福祉企画課課長補佐にある職員	障がい福祉企画課課長補佐全員(3名)が対象
8	障がい福祉室自立支援課の担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為	福祉部障がい福祉室 自立支援課	自立支援課課長補佐にある職員	自立支援課課長補佐全員(2名)が対象

9	障がい福祉室地域生活支援課の担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為(以下12～16に掲げる処分等を除く。)	福祉部障がい福祉室地域生活支援課	地域生活支援課課長補佐にある職員	地域生活支援課課長補佐全員(3名)が対象
10	障がい福祉室生活基盤推進課の担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為	福祉部障がい福祉室生活基盤推進課	生活基盤推進課課長補佐にある職員	生活基盤推進課課長補佐全員(2名)が対象
11	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく同法第97条第1項に規定する処分	福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課	障がい福祉企画課課長補佐(制度推進グループ長)にある職員	
12	児童福祉法に基づく障がい児入所給付費、高額障がい児入所給付費及び特定入所障がい児食費等給付費並びに障がい児入所医療費の支給に関する処分又はその不作為	福祉部障がい福祉室地域生活支援課	地域生活支援課課長補佐(発達障がい児者支援グループ長)にある職員	
13	児童福祉法に基づく障がい児通所給付費及び特例障がい児通所給付費に関する処分	福祉部障がい福祉室地域生活支援課	地域生活支援課課長補佐(発達障がい児者支援グループ長)にある職員	
14	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく障がい児福祉手当及び特別障がい者手当の支給に関する処分又はその不作為	福祉部障がい福祉室地域生活支援課	地域生活支援課課長補佐(地域サービス支援グループ長)にある職員	
15	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)に関する処分又はその不作為	福祉部障がい福祉室地域生活支援課	地域生活支援課課長補佐にある職員	地域生活支援課課長補佐全員(3名)が対象
16	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障がい者保健福祉手帳の交付に関する処分又はその不作為	福祉部障がい福祉室地域生活支援課	地域生活支援課課長補佐(地域生活推進グループ長)にある職員	
17	身体障害者福祉法に基づく身体障がい者手帳の交付に関する処分又はその不作為	障がい者自立相談支援センター	障がい者自立相談支援センター知的障がい者支援課課長にある職員	
18	大阪府療育手帳に関する規則に基づく療育手帳の交付に関する処分又はその不作為	障がい者自立相談支援センター	障がい者自立相談支援センター身体障がい者支援課課長にある職員	

19	高齢介護室介護支援課の担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為	福祉部高齢介護室 介護支援課	介護支援課課長補佐にある職員	介護支援課課長補佐全員(4名)が対象
20	高齢介護室介護事業者課の担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為	福祉部高齢介護室 介護事業者課	介護事業者課課長補佐にある職員	介護事業者課課長補佐全員(3名)が対象
21	子ども家庭局子ども家庭企画課の担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為(以下31～33に掲げる処分等を除く。)	福祉部子ども家庭局 子ども家庭企画課	子ども家庭局子ども家庭企画課課長補佐にある職員	子ども家庭局子ども家庭企画課課長補佐全員(4名)が対象
22	子ども家庭局青少年支援課の担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為(以下23に掲げる処分等を除く。)	福祉部子ども家庭局 青少年支援課	子ども家庭局青少年支援課課長補佐にある職員	子ども家庭局青少年支援課課長補佐(2名)が対象
23	大阪府青少年健全育成条例に基づく次の処分 ○有害図書類に対する勧告に従うべき旨の命令 ○有害玩具刃物類に対する勧告に従うべき旨の命令 ○自動販売機等に有害図書類等を収納している者等への撤去命令 ○有害広告物に対する措置命令 ○有害役務営業を営む者への営業停止命令	福祉部子ども家庭局 青少年支援課	子ども家庭局青少年支援課課長補佐(非行防止対策グループ長)にある職員	
24	子ども家庭局子育て支援課の担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為	福祉部子ども家庭局 子育て支援課	子ども家庭局子育て支援課課長補佐にある職員	子育て支援課課長補佐全員(2名)が対象
25	子ども家庭局家庭支援課の担当事務に係る法令(条例、規則等を含む。)に基づく処分又は当該法令に基づく申請に対する不作為(以下26～30に掲げる処分等を除く。)	福祉部子ども家庭局 家庭支援課	子ども家庭局家庭支援課課長補佐にある職員	家庭支援課課長補佐全員(2名)が対象
			子ども家庭局家庭支援課参事にある職員	

26	児童福祉法に基づく施設入所に関する処分	福祉部子ども家庭局 家庭支援課	子ども家庭局家庭支援課 課長補佐にある職員 子ども家庭局子ども家庭 企画課課長補佐(調整グ ループ長)にある職員	家庭支援課課長補 佐全員(2名)が対象
27	児童福祉法に基づく一時 保護に関する処分	福祉部子ども家庭局 家庭支援課	子ども家庭局家庭支援課 参事にある職員 子ども家庭局家庭支援課 課長補佐にある職員 子ども家庭局子ども家庭 企画課課長補佐(調整グ ループ長)にある職員	家庭支援課課長補 佐全員(2名)が対象
28	児童福祉法に基づく児童 福祉司指導に関する処分	福祉部子ども家庭局 家庭支援課	子ども家庭局家庭支援課 参事にある職員 子ども家庭局家庭支援課 課長補佐にある職員 子ども家庭局子ども家庭 企画課課長補佐(調整グ ループ長)にある職員	家庭支援課課長補 佐全員(2名)が対象
29	児童福祉法に基づく徴収 金額決定に関する処分	福祉部子ども家庭局 家庭支援課	子ども家庭局家庭支援課 参事にある職員 子ども家庭局家庭支援課 課長補佐にある職員 子ども家庭局子ども家庭 企画課課長補佐(調整グ ループ長)にある職員	家庭支援課課長補 佐全員(2名)が対象
30	児童虐待の防止等に関す る法律に基づく面会等の 制限に関する処分	福祉部子ども家庭局 家庭支援課	子ども家庭局家庭支援課 参事にある職員 子ども家庭局家庭支援課 課長補佐にある職員 子ども家庭局子ども家庭 企画課課長補佐(調整グ ループ長)にある職員	家庭支援課課長補 佐全員(2名)が対象
31	児童手当法に基づく児童 手当に関する処分又はそ の不作为	福祉部子ども家庭局 子ども家庭企画課	子ども家庭局家庭支援課 参事にある職員 子ども家庭局子ども家庭 企画課課長補佐(調整グ ループ長)にある職員	
32	児童扶養手当法に基づく 児童扶養手当に関する処 分又はその不作为	福祉部子ども家庭局 子ども家庭企画課	子ども家庭局家庭支援課 参事にある職員 子ども家庭局子ども家庭 企画課課長補佐(調整グ ループ長)にある職員	
33	特別児童扶養手当等の支 給に関する法律に基づく 特別児童扶養手当に関す る処分又はその不作为	福祉部子ども家庭局 子ども家庭企画課	子ども家庭局家庭支援課 参事にある職員 子ども家庭局子ども家庭 企画課課長補佐(調整グ ループ長)にある職員	